

## 高濃度の次亜塩素酸ナトリウムを含む水の河川放流について

令和4年1月26日（水）の14時30分頃から約4時間にわたり、厚生労働省が定める水質管理値<sup>\*</sup>の8倍程度の濃度の次亜塩素酸ナトリウム（水道水の消毒に使用する薬品）を含む水を、小雀浄水場内の排水処理施設から河川に放流する事故が発生しました。

## 1 事故の概要

小雀浄水場において、次亜塩素酸ナトリウムを薬品タンクから注入地点まで移送する配管の修理のため、作業用通路内に溜まっていた雨水を汲み上げ、場内の排水処理施設を経由して河川に放流しました。

汲み上げ作業開始時点では雨水の水質に異常がないことを確認していましたが、作業の途中において、配管から漏洩していた次亜塩素酸ナトリウムが含まれることが判明し放流を停止しました。この間、約4時間にわたり高濃度の次亜塩素酸ナトリウムを含む水を河川に放流しました。

## (1) 放流した水に含まれていた薬品

次亜塩素酸ナトリウム（水道水の消毒に使用する薬品）

## (2) 放流元

小雀浄水場（横浜市戸塚区小雀町 2470）

## (3) 放流先

河川（名称：滝川）神奈川県藤沢市・鎌倉市・横浜市戸塚区を流れる境川水系の河川

## 2 経緯

1月26日 11時00分頃 作業用通路内に溜まっていた雨水の汲み上げ作業を開始

1月26日 14時30分頃 高濃度の次亜塩素酸ナトリウムを含む水を河川に放流

1月26日 18時28分 放流を停止

## 3 河川への影響

放流後、昨日21時頃に河川の4地点で次亜塩素酸ナトリウムの濃度を測定しています。また、本日12時00分時点で、4地点のうち3地点が検出限界値未満、1地点が水質管理値を下回る濃度0.18mg/Lであり、健康に影響はありません。なお、現在に至るまで魚等の浮上は確認されていません。

## 4 今後の対応

法令に基づき適切に対応すると共に、河川監視及び次亜塩素酸ナトリウムの測定を引き続き実施してまいります。

## \*水質管理値とは

厚生労働省が定める水道法では、水道水の味や臭いを損なうことがないよう1mg/L以下という目標値が設定されています。

お問合せ先		
水道局浄水課長	羽布津 慎一	TEL 045-671-3423